

久喜市議会

令和4年9月定例会議

市長提出議案質疑通告

令和4年9月14日（水）

質疑通告者一覧

【議案第 47 号 令和3年度久喜市一般会計歳入歳出決算認定について】

通告第 2 号	猪股 和雄	議員	1
通告第 6 号	渡辺 昌代	議員	4
通告第 9 号	石田 利春	議員	4
通告第 10号	川辺 美信	議員	6
通告第 11号	貴志 信智	議員	7
通告第 12号	杉野 修	議員	7
通告第 13号	春山 千明	議員	8

【議案第 56 号 令和4年度久喜市一般会計補正予算（第6号）について】

通告第 1 号	田村 栄子	議員	9
通告第 2 号	猪股 和雄	議員	9
通告第 4 号	岡崎 克巳	議員	10
通告第 6 号	渡辺 昌代	議員	10
通告第 9 号	石田 利春	議員	11
通告第 11号	貴志 信智	議員	11
通告第 12号	杉野 修	議員	11
通告第 13号	春山 千明	議員	12

【議案第 64 号 久喜市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例】

通告第 5 号	大橋きよみ	議員	13
---------	-------	----	-------	----

【議案第 66 号 久喜市子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例】

通告第 3 号	齊藤 広子	議員	14
---------	-------	----	-------	----

【議案第 69 号 工事請負契約の締結について（（仮称）久喜市新ごみ処理施設整備運営事業に関する施設整備）】

通告第 6 号	渡辺 昌代	議員	15
通告第 7 号	新井 兼	議員	16
通告第 8 号	盛永 圭子	議員	16
通告第 9 号	石田 利春	議員	16
通告第 10号	川辺 美信	議員	17
通告第 13号	春山 千明	議員	18
通告第 14号	園部 茂雄	議員	19

【議案第 70 号 財産の無償譲渡について】

通告第 2 号	猪股 和雄 議員	20
通告第 6 号	渡辺 昌代 議員	20
通告第 10 号	川辺 美信 議員	21

【議案第 71 号 財産の減額譲渡について】

通告第 2 号	猪股 和雄 議員	22
通告第 6 号	渡辺 昌代 議員	22
通告第 10 号	川辺 美信 議員	22
通告第 11 号	貴志 信智 議員	23
通告第 14 号	園部 茂雄 議員	23

○ 通告第2号 猪股 和雄 議員

(1) 基金運営の考え方について以下伺う。

ア 久喜市中期財政計画（2022年3月）では、財政調整基金の積立金残高が、21年度末は41億6,900万円、22年度末には37億4,900万円としている。これは22年度当初予算での財調基金取り崩し額15億と、21年度決算による実質収支の2分の1基金繰り入れから算定したものであった。しかし予算編成時の15億の繰り入れは財源不足を補うという理由で形式的に取り崩したものであって、実際には年度内に繰り戻すことを前提にしていた。

一般会計6号補正予算の結果、当初予算の基金繰入額の大幅削減によって、37億3,169万円の残高となった。

さらに、決算実質収支の2分の1の繰り入れ11億円、年度末残高の繰り入れなどが想定されるので、相当額の増額になると見込まれるが、見通しを明らかにされたい。

中期財政計画は、こうした現実の財政運営にそって柔軟に見直しを行うべきであるが、いかがか。

イ 22年度末財調基金37億円および市民1人あたりの積立額は、県内40市中の何位くらいにあると認識しているか。21年度の標準財政規模328億円の12.7%だったが、22年度末にはさらに上昇すると思われるが、見通しをどう考えているか。県内の位置はどうか。

(2) 障害者雇用の拡大【決算事前資料・全体1、総務部3】

久喜市が障害者の別枠採用を継続してきたが、実雇用率（3.16%）はアップしたものの、雇用数は23人（換算数37人）で変わっていない。

ア 職員採用試験で、身体障害者1名、精神障害者6名、知的障害者1名の応募があったが、結果的に採用はゼロだった。

職員募集にあたって、身体障害者、知的障害者、精神障害者に対して、職種、職場での合理的配慮、短時間勤務、ジョブコーチなどの対策を、あらかじめ決めておかなければならなかったはずである。どのような職種、合理的配慮、短時間勤務、等々を想定していたか。具体的に示していただきたい。

イ これまでに採用した障害を持つ職員に対して、合理的配慮を、どのように実施しているか伺う。

(3) 職員の時間外勤務は全体的に減少傾向にあり、平準化されてきたと評価できる。【決算事前資料・全体2】

部署によって、また季節的に繁忙時期が入ることはやむを得ない面があるが、特に時間外が多いと思われる部署の実態を聞く。

ア 資料によると、秘書課、庶務課、市民税課、都市計画課などで、一時的にしろ時間外勤務の多い職員がいると思われる。これらの課を含めて、全体で聞く。

1か月に80時間以上の職員がいる部署、人数、時間数を明らかにされたい。

1か月に50時間以上の職員があるか。あれば部署、人数、時間数を明らかにされたい。
臨時職員の増員等によって対応するべきであったが、いかがか。

イ 新型コロナウイルスワクチン対策課は、職員1人平均で、5月130時間、6月150時間、7月115時間など、きわめて厳しい状況に置かれてきた。月80時間、100時間を超えた職員はのべ何人でそれぞれ何時間か。管理職の時間外勤務の実態も明らかにされたい。

コロナ対策の課に、業務量の見込みが甘く、体制が少なすぎたと言わざるを得ないが、いかがか伺う。

ウ これまでも、職員個人や所属長個人の責任ではなく、繁忙期も含めた業務量と職員配置の問題として、市全体でさらに改善を徹底していく必要があると指摘してきた。改善が図られているのは理解できるが、見解と今後の改善方針を問う。

(4) 男性職員の育児休暇、出産補助休暇取得の評価について以下伺う。【決算事前資料 全体4】

ア 特定事業主行動計画の達成状況(2021年度)によると、男性職員の出産補助休暇、男性育児参加休暇の取得率がそれぞれ92.9%、育児休業取得率が100%に達していることは評価できる。これまでの取り組みと現状の評価、課題についての見解を問う。

イ 男性の育児参加休暇を取得した職員は対象者14人中13人、92.9%となった。

これは期間中に1時間単位で5日間取得できる育児参加休暇であるが、5日間が9人、3日間が2人、2日間が1人、1日間が1人、3人は取得しなかった。

取得しない、あるいは5日間よりも少ない職員の、理由を把握しているか。市として、「個人の考え方」に任せるのではなく、男女共同参画の観点からは取得を促進する立場であるが、どのように分析しているか伺う。

1時間以上の取得を1日と算定していて、13人でのべ54日間となっているが、最高の時間は何時間で、のべ何時間、平均何時間か伺う。

この育児参加休暇ですら使わない職員がいるというのは、久喜市の職員の育児への男女共同参画意識の欠如の問題か、あるいは職場でのまわりの意識の問題か、あるいは仕事上取れない(取りにくい)職場環境の問題か、昨年度と同じ疑問を呈するが、どう分析しているか伺う。

ウ 子どもが3歳まで取得できる育児休業を、取得した男性職員は、74名中72名で、取得率97%であるが、育児参加休暇を取得しないと同じ職員が育児休業も取得しない。理由を把握しているか伺う。

対象者74人中、取得0日の職員が2人、10日以下の職員数、11~30日の職員数、平均取得日数を明らかにされたい。その状況についての認識と評価を明らかにされたい。

対象者74人の内、夫婦とも市職員の人数と、その男性職員の取得状況をどう把握しているか。夫婦とも職員の場合は、取得日数が長いか、短いか伺う。

エ 育児休業取得率は大きく前進はしたものの、いまだに取得しないか、あるいは極めて短い職員がいることをどう評価しているか伺う。

当事者の男性職員の意識の問題、まわりの職員の意識の問題、業務との兼ね合い、さらに育児休業の場合には給与カット・生活費等の都合など、理由をどう把握しているか伺う。

(5) 附属機関(政策審議機関)の会議録【決算事前資料 全体16】

48の審議機関の内、会議録作成に要した日数が短縮され、30日以内にできたことを評価す

る。

AI を利用した会議録作成支援システムの運用を、一昨年 8 月から開始したが、その効果はいかがか伺う。

(6) 公共施設の電力購入【決算事前資料 財政 19、20、21】

電力の調達に係る環境配慮方針にもとづく環境評価項目中、「再生可能エネルギーの導入割合」の評価点数を引き上げるべきだと申し上げてきた。

これまでの答弁では、「本市の電力の調達に係る環境配慮方針につきましては、国が公表している電力供給契約における入札の競争参加資格の配点例等に準じて、毎年評価項目と配点を変更している」、「二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入状況等を勘案し、競争入札に当たり参加資格を総合的に判定している」としてきた。

再エネの割合を増やすには、「再エネ導入割合」に重点をおく久喜市独自の評価の構築、さらには再エネを主たる電源とする電力会社との契約に切り替えることが必要であるが、認識を問う。電力調達の環境配慮方針の評価項目と配点の見直し、入札条件の変更について、どのように検討してきたか伺う。

(7) 公共施設の自動販売機の脱プラスチック化【決算事前資料 財政部 17】

昨年答弁を踏まえて、ペットボトル飲料をできるだけ減らしていくことについて、取り組みの状況はいかがか伺う。

(8) 生活保護申請の際の、扶養照会が必要なか。【決算事前資料 福祉部 21 22】

ア 申請件数 252 件に対して 317 件の照会をしているが、実件数は何件か。

扶養照会を行わなかった件数は何件か。

扶養照会した 317 件の内、何件が支援金の提供をしているか。

イ 扶養照会が生活保護申請を心理的に妨げる要因になっていると指摘されている。

東京都内の自治体では、照会率は 7%~90%とばらつきがあり、10%以下が 3 区、30%以下が 2 区、50%以下が 8 区である。

厚労省は、親族らが施設入所や入院している場合、親族と関係が悪い、断絶している、DV や虐待などの場合などを例示して、照会しないとしている。申請者の話を聞いてそれらのケースにあたりと判断した場合には照会しないとしている自治体もある。一方で、それらを証明させる、原則的に全て照会するとしている自治体もある。

久喜市は扶養照会する基準をどのように定めているか。基本的には申請者の意向に従うべきだと考えるが、いかがか。

ウ 資料では、1,001~5,000 円が 4 件、5,001~1 万円が 1 件、10,001 円以上が 1 件となっているが、これは年額か、毎月か。5,000 円以下の 4 件の中身を明らかにされたい。「その他」は何か。

エ 1 年間で 317 件を扶養照会し、生活保護受給している 1,357 世帯の内、8 世帯しか支援金を得ていないということは、扶養照会がほとんど効果をあげていないことの証明である。申請者からの聞き取りを踏まえて、本人が希望しない場合には照会しない、および、支援金の可能性がある場合以外は、照会を行う必要はないと考えるが、いかがか。

○ 通告第6号 渡辺 昌代 議員

(1) P98 総務費 総務管理費 財産管理費

新総合複合施設整備事業について総括を伺う。検討委員会メンバーの総合的な意見はどうだったのか。基本構想・基本計画策定支援業務委託については、今後に生かせるものがあるか伺う。

今後についてはこの基本構想・基本計画はまるっきり白紙としてとらえていいのか伺う。

(2) P270 農林水産業費 農業費 農業振興費

ア 人・農地問題解決推進事業では、農地中間管理機構集積協力金では不用額を出しているが、令和3年度の農地集約はどのくらい進んだのか。問題点は何か。総括を伺う。

イ 農業次世代人材投資事業では、成果がどれだけ出たのか、総括を伺う。

ウ 水稻次期作支援事業では、不用額をかなり出している、理由を含め総括を伺う。

(3) P282～P285 商工費 商工業振興費

ア 新型コロナウイルス感染症緊急特別対策利子補給事業について総括を伺う。

イ がんばる事業者応援プレミアム付商品券発行事業について不用額が出ている。それらを含め総括を伺う。

ウ 商店街支援プレミアム付商品券発行事業について執行率を含め総括を伺う。

エ 外出自粛等影響事業者応援給付金給付事業に不用額が出ている。それらを含め総括を伺う。

○ 通告第9号 石田 利春 議員

(1) P126 総務費 総務管理費 交通対策費 9 デマンド交通運行事業で伺う。

ア 令和4年度第1回久喜市地域公共交通会議参考資料2によると令和3年度における、予約がとれなかった件数は平成28年度1,612件、平成29年度1,729件、平成30年度1,437件、令和元年度1,054件、令和2年度399件、令和3年度458件となっている。このような推移をどのように捉えているか。

イ 予約が取れない状況を放置すべきではないとの観点から伺う。

利用率を見ると、鷲宮・栗橋エリアが、平成28年度77%、平成29年度74%、平成30年度69%、令和元年度68%、令和2年度71%、令和3年度70%となっており、デマンド交通のエリア台数は、菖蒲2台 鷲宮・栗橋で2台であることから、予約が取れていないのは、鷲宮・栗橋エリアに発生していると考えられる。どのように捉えているか。

ウ 令和3年度、予約がとれない件数が大きく減少している。コロナウイルス感染も影響していると考えますが、乗車を断る事態を放置して置くことは、デマンド交通利用者の利用意欲を損なわせる結果につながっていると考えます。結果を踏まえ是正すべきとは考えないのか。また、是正策は、もう1台増やすことで、大きく改善できると考える。今後改善する考えは。

エ 国からの特別交付税は、これまで赤字額に対して40%交付されていると推定された。令和3年度は、何%と推定されるか伺う。金額も含めて伺う。

(2) くきふれあいタクシー（補助タク）事業について

ア 令和2年度利用者12,465人、令和3年度の利用者19,156人で、6,691人、約53%の伸び率である。伸びた要因をどのように捉えているか。

イ 久喜市から久喜市外への利用者数は把握しているか。また、久喜市外から久喜市への利用者数は把握しているか。把握しているとすれば、それぞれ何件か。

ウ デマンド交通（くきまる）の利用者が、くきふれあいタクシー（補助タク）の利用へと移動したということは考えられるか。

エ くきふれあいタクシー（補助タク）における予約が取れない事例は把握しているか。

(3) 令和3年度決算を経て、久喜地区と菖蒲・栗橋・鷺宮地区とを比較して伺う。

ア 令和3年度決算、久喜市全体の公共交通を見渡した時、菖蒲、鷺宮、栗橋の地域の公共交通、デマンド交通（くきまる）約5,000万円に対し、久喜地区を走る市内循環バスの支出は、約7,000万円。くきふれあいタクシー（補助タク）決算約1,300万円だが、利用率は、久喜地区が約60%を占めている。（地域公共交通検討委員会資料）しかも、久喜地区内は、民間バスも多く走っている。

このようなことから、久喜地区の公共交通は菖蒲・鷺宮・栗橋地区と比較したとき、財政面からみると利便性を高くしていると言える。久喜地区と比較した時、菖蒲・栗橋・鷺宮地区の不公平感は否定できないのではないか。久喜市民が享受する市民サービスは公平でなければならない。見解を伺う。

イ 交通弱者と考えられる、高齢者の人口を決算資料（福祉部 no. 38 高齢者数）から見ると、久喜地区は21,095人に対し、菖蒲地区6,889人、栗橋地区8,059人、鷺宮地区11,307人、3地区合計は26,255人で久喜地区よりも多いことがうかがえる。交通弱者が多いエリアこそ、公共交通を充実させる必要があると考えるがいかがか。

ウ 公共交通は生活するための移動手段でもある。地域の面積が広いほど公共交通の必要性が増すと考えられる。その視点から、久喜市全体の面積は82.4平方キロメートル、久喜地区の面積は25.35平方キロメートルに対し、菖蒲地区は27.37平方キロメートル、栗橋地区は15.78平方キロメートル、鷺宮地区は13.90平方キロメートル、3地区合計は57.05平方キロメートルで、久喜地区の2倍以上となる。このことから、久喜地区よりも、菖蒲・栗橋・鷺宮地区を手厚くすることが求められていると考える。令和3年の決算を経た上で、久喜市の見解を伺う。

(4) P160 民生費 社会福祉費 社会福祉総務費 17 令和3年度に実施された、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業について伺う。

ア プッシュ型の給付件数と率。

イ 家計急変型の給付件数は何件か。想定された件数から見てどのように捉えているか。

○ 通告第10号 川辺 美信 議員

(1) 決算事前資料全体 4 職員の休暇別取得人数、日数、取得率について次の項目をお伺いします。

ア 年次有給休暇の取得率 30%未満が1課、50%未満が13課(1課含む)あります。

昨年は30%未満が3課、50%未満が19課から比較すると改善されていますし、全体の取得率も58.3%から62.5%へと増加しています。改善した主な取り組みをお伺いします。

イ 2021年9月議会において「久喜市特定事業主行動計画において、職員1人当たりの年次有給休暇の年間平均取得日数を令和6年度までに14日(70%)となるよう努める」と答弁しています。目標の達成に向けて、どのように取り組んできたのかお伺いします。

ウ ワークライフバランスを進める観点から、各課の取得率を最低でも50%、全体の取得率も80%以上に引き上げるべきですが、市の見解をお伺いします。

エ 取得率にばらつきが見られます。適正に人員が配置されているのかお伺いします。特に、新型コロナウイルスワクチン対策課の取得率が26.8%(夏季休暇も34.8%)と際立って低い状況です。これは、蔓延する新型コロナウイルス感染症に対応する業務量に見合った人員が配置されなかったのではないかと考えられますが、見解をお伺いします。

(2) 決算事前資料全体 5 会計年度任用職員の休暇別取得人数、日数、取得率において、年次有給休暇の取得率16.0%が1課、27.2%が1課、50%未満が15課(2課含む)あります。全体の取得率も49.5%で昨年の取得率59.1%(フルタイム)、61.6%(パートタイム)よりも低下しており、職員の取得率をも下回っています。原因は何とらえているのかお伺いします。また、取得率の向上に向けて対策をお伺いします。

(3) 決算事前資料総務部 2 職員採用の職種別募集人数と応募者人数(男女別)と採用人数(男女別)及び途中採用と途中退職者数には、一般事務は募集人員21人に対して採用者数は23人と上回っていますが、土木・建築は募集4人に対して採用者は0人、保健師は5人に対して3人、社会福祉士は3人に対して1人、管理栄養士は3人に対して2人と技術職の採用は下回っています。障がい者は1人に対して0人です。採用者数が募集人数を下回った理由をお伺いします。

(4) 決算書 P126~127 11 鉄道輸送力増強促進事業

ア JR宇都宮線整備促進連絡協議会事業、東武伊勢崎線輸送力増強推進協議会事業について、新型コロナウイルス感染症の拡大で利用者の減少を受けて、3月のダイヤ改正で早朝・深夜帯を含む通勤・通学時間帯の列車本数が大幅に減少しています。そこで、次の項目をお伺いします。

(ア) 成果に関する調書に「要望書」「陳情書」を提出したとありますが、主な内容についてお伺いします。

(イ) 成果に「東武伊勢崎線の輸送力増強の促進に寄与しました」と書かれていますが、3月のダイヤ改正をどのように受け止めているのか見解をお伺いします。

(ウ) 協議会として、JR宇都宮線と東武伊勢崎線のダイヤ改正をどのように受け止めているのか見解をお伺いします。

イ アの現状から、地下鉄7号線延伸について見解をお伺いします。

○ 通告第 11 号 貴志 信智 議員

(1) 自動販売機設置について（決算事前資料財政部 17）

事前資料によると、久喜市社会福祉協議会による設置が多い。令和 2 年に 15 台のうち 6 台を公募に切り替えているが、その後は切り替えが進んでいない。市から多額の補助金を受けて運営している団体が、補助金とは別の形で市を通じて収入を得る構図は不透明である。令和 3 年度はどのような検討を行ったか伺う。

○ 通告第 12 号 杉野 修 議員

(1) P16~P17 1 款 市税

ア 市税の収入済み額は、229 億 1,636 万円、このうち差し押さえ件数は資料に 596 件とある。差し押さえによる対象額は 1 億 2,452 万円であり、増加分は 1,537 万円。とりわけ固定資産税が倍加しているが、その説明を伺う。また、596 件はすべて「悪質事例」と確認された理由と、主な内容を伺う。

イ アの差し押さえのうち、預貯金に振り込まれた年金が含まれていた可能性はある。そのなかで「年金分」はどれくらいとみているか、それとも「預貯金に年金はなかった」とするのかわかるか伺う。

ウ 市税の不納欠損分は、市民税、固定資産税（都市計画税）、軽自動車税などが対前年度比で大幅に増加している。合計で 7,037 万円 前年度比で 141%となるが、考えられる主な理由を伺う。

(2) P70~P73 2 款 総務費

ア 決算資料で「部署別の時間外勤務手当の時間数」によれば、新型コロナウイルスワクチン対策課の「一人あたりの時間外勤務」年 759 時間をはじめ、都市計画課、人事課、秘書課、指導課などで大きな数値が出ている。それぞれ理由を伺う。

イ 決算資料で「職員の休暇別取得人数」によって以下伺う。

(ア) 年次有給休暇の取得率が合計平均で 62.5%のところ、人権推進課、新型コロナウイルスワクチン対策課、出納室、指導課、学校給食課など 20~30%台の課がある。それぞれ理由を伺う。

(イ) 生理休暇に関しては、3 件で 8 日の実績である。この実績についての評価を伺う。

また、「8 日」の内容は、「全日×8 回」か、あるいは「半日、時間×8 回」だったのかわかるか伺う。

同時に、生理休暇が申請しやすいような環境づくりに向けて、制度の周知など、どのような行政努力をしてきたか伺う。

○ 通告第13号 春山 千明 議員

(1) P220 保育士等人材確保支援事業について

ア 令和3年度において市内全体で保育士不足の現状と課題はあったか伺う。

イ 保育士不足の課題があったとしたら令和3年度どのような対策を講じてきたか伺う。

ウ 久喜市において待機児童となる要因に保育士不足があるか伺う。

(2) P190 高齢者福祉費の高齢者健康増進事業における不用額 10,661,983 円についてどう評価をしたのか伺う。

(3) P230 保健衛生費について

産婦人科医療機関開業支援事業における不用額 60,000,000 円についてどう評価したのか伺う。全額不用額となったが成果は推進することができたとある。成果としては不十分だと考えるがいかがか。

(4) P270 農業費 農業振興費の水稻次期作支援事業における不用額 26,452,300 円についてどのような評価をしたのか伺う。

(5) P284 商工費 商工業振興費の外出自粛影響事業者応援給付金給付事業における不用額 17,700,000 円についてどのような評価をしたのか伺う。

○ 通告第1号 田村 栄子 議員

- (1) P40 衛生費 地域医療対策事業 2,832万9千円
- ア 積算根拠を伺う。
 - イ 公的病院等とはどの病院を指すのか伺う。
 - ウ 久喜市内に公的病院等はいくつあるのか伺う。
 - エ 公的病院等と認められた年月日を伺う。
- (2) P50 土木費 東鷲宮駅周辺整備事業 5,461万5千円
- ア 施設整備設計業務委託料としての積算根拠を伺う。
- (3) P50 土木費 佐間・八甫線整備事業 1億2,008万7千円
- ア 積算根拠を伺う。
 - イ 7年度末終了までのロードマップを伺う。
- (4) P54 教育費 中学生学力アップ教育推進事業 マイナス74万9千円
- ア 積算根拠を伺う。

○ 通告第2号 猪股 和雄 議員

- (1) P50 東鷲宮駅東口駅前に立体通路等の整備を行うということである。
- ア 公共施設を併設する新たな商業施設の開発が計画されているとあるが、年次計画、規模、施設内容を含めた見通しを明らかにされたい。
公共施設を併設した商業施設の施設計画と内容が確定した段階でなければ、立体通路等の必要性、規模が明確にならない。設計のための仕様も確定しないから、設計委託ができない。いつごろ、どのような仕様で設計を進める考えか。
 - イ 市が「併設」を検討している公共施設は何なのか、事業者と協議している経過を明らかにされたい。子育て支援機能やコミセン機能、さらに行政機能も想定しているのか。
 - ウ 公共施設個別施設計画ではこれまで、「桜田複合施設（子育て支援）」として、「鷲宮東コミセンを更新し、子育て支援機能とコミセン機能を有する複合施設」を新たに整備するとしていた。
「桜田複合施設」の計画と、東鷲宮駅前の施設に併設の「公共施設」との関係を明らかにされたい。「桜田複合施設」はなくなって、これに置き換わる構想か。
 - エ 公共施設個別施設計画はこれから見直しを行う段階なのに、東鷲宮の「併設公共施設」の整備と、「桜田複合施設」の見直しだけ、先行させるのか。
 - オ 立体通路等の設計費5,500万円とした根拠を説明されたい。
公共事業の通念からすると、建設工事は10億円規模と想定される。設計費、建築費とも、過大であるが、いかがか。

ちなみに、個別施設計画における「桜田複合施設」の新設事業費用が3億4,000万円と想定されていた。東鷲宮駅前の「商業施設に併設の公共施設」への立体通路の事業費だけで10億円規模の施設を建設することで、市民の理解を得られると考えているのか。

カ 東鷲宮駅東口の交通状況や、「公共施設併設の商業施設」の規模からして、立体通路が必要か。不必要な事業にムダ遣いは許されないと考えるが、いかがか。

(2) P64 アセットマネジメント基金に3億5,700万円を積立てて、残高12億円となる。

ア この基金は、新庁舎の建設など、将来的な公共施設の更新・新設費用にも充てることも想定しているのか。

イ とすると、「アセット基金」は、維持管理から新築まで公共施設関係なら事実上何にでもつかえる基金となる。基金の使途、基金の活用の長期的見通しを明確にして、市民に説明責任を果たすべきであるが、見解を問う。

ウ 近い将来に、新庁舎の増築が必要となるが、この事業費は「(仮称)新庁舎建設基金」などとして分離し明確化すべきであるが、いかがか。

○ 通告第4号 岡崎 克巳 議員

(1) P40 衛生費 地域医療対策事業 2,832万9千円
補助金の支出根拠、考え方を伺う。

○ 通告第6号 渡辺 昌代 議員

(1) 歳出 P26 総務費 戸籍住民基本台帳費
個人番号通知書・個人番号カード交付事業について伺う。

ア 申請サポートを各小学校の体育館で行うと聞いたが、そうなった経緯を伺う。

イ これは全国一斉に行うのか。

ウ 国のこの事業の全体経費は総額いくらか。

エ これで普及率がどれだけ上がるのか。

オ どのような形で行うのか。

カ マイナンバーカードには問題点もあり課題もある。市民全員が交付申請を行うとは思えない。市の考えを伺う。

キ 個人番号通知・個人番号カード交付にこれまで久喜市に投入された国庫負担金は総額いくらか伺う。

(2) 歳出 P48 土木費 河川費
河川改良事業で伺う。

ア 今回の事業の概略と範囲は。

イ 素掘りの水路は各地にまだまだたくさんあるが、この地域に取りかかる理由は。

ウ 今後他の地域も進めていく計画なのか伺う。

(3) 歳出 P54 教育費 教育総務費

小・中学校適正規模・適正配置推進事業で伺う。

ア 旧菖蒲南中学校の備品処分の金額と聞いたが、これまで利用できるものは再利用にとどれだけ取り組めたか伺う。

イ 今回の処分の主なものは何か。再利用しがたいものか伺う。

○ 通告第9号 石田 利春 議員

(1) P40 衛生費 保健衛生費 9 地域医療対策事業 公的病院等運営費補助金 28,329 千円の内容について以下伺う。

ア 該当する病院はどこか。

イ 公的とする基準は何か。

ウ 関係する病院への補助、公平性は担保されているのか。

エ 久喜市民が受診する病院への補助金と捉えてよいか。

オ 久喜市医師会との協議の上の判断なのか。

カ 該当する病院から要請があったのか。あったとすれば病院経営状況がどのような状況にあると報告されているのか。その内容は明らかにできるのか。

キ 全額久喜市の財源だが、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象とはならないのか。

○ 通告第11号 貴志 信智 議員

(1) P50 東鷲宮駅周辺整備事業

ア 計画している立体通路は「東鷲宮駅前と行政施設を含めた新たな商業施設を結ぶ」ことになる。行政施設は商業施設からスペースを借りる形式であり、施設自体の所有権が久喜市にあるわけではない。大きな税金を投じて立体通路をつくるのならば投資額に見合った期間、公共的な役割を果たすことを保証するべきと考える。どのような賃貸借契約を結ぶことを想定しているのか伺う。

イ 最終的な総工費をいくら程度と見込んで設計を委託するのか。設計に5千万円を超す金を投じるならば、その先の総工費も当然見越しておくべきと考える。市の見解を伺う。

○ 通告第12号 杉野 修 議員

(1) P50~P51 8 款 土木費 4 項 都市計画費 市街地管理費 東鷲宮駅周辺整備事業について以下伺う。

ア JR 東鷲宮駅東側に「公共施設を併設する新たな商業施設」とあるが、このことは、地元住民でもごく限られた範囲の不確定情報であり、公認されていないものと考えますが、それを前提に「公共施設」について以下伺う。

(ア) ここでいう「公共施設」とは何か。どのような行政サービスを提供する計画なのか伺

- う。公共施設個別施設計画にも存在しない施設に「立体通路で結ぶ（一体化する）」ことを事業化することになるが、市は地権者および商業施設との間でどのような契約を交わしているのか、あるいは、「合意書」または「協議書」などか。先ず説明を求める。
- (イ) 公共施設個別施設計画は、市役所本庁舎の建て替えが無くなった関係で、今後の改定を待っている状況だと認識する。改定後の計画には、本公共施設が記載されるのか。またそれはいつごろか。議会が議決するのはいつか。いずれにしても「議会が議決する前に都市整備をすすめる」ことになる。手順はこれで良いのか伺う。
- (ウ) その「公共施設」が併設される新たな商業施設はどのような規模（売り場面積、平屋なのか、2・3階建てか。）「公共施設」は1階かそれとも2階・3階か。現在のイオン閉店後の建築物は解体して、新しいビルはどの場所に立地予定なのか伺う。
- (エ) 本「公共施設」を整備することで公共施設個別施設計画にある「鷺宮総合支所」「東コミュニティセンター」「桜田複合施設」に影響することはないのか。「支所機能」だと理解して良いのか。
- (オ) 本「公共施設」は、地権者から何らかの所有権を獲得する予定か。それともリース契約か。
- イ 「駅前と新たな商業施設とを結ぶ立体通路等」とは、いわゆるペDESTリアン・デッキと認識するが、市は、地元住民や駅利用者のニーズ調査なども行っていない。駅前の道路・交差点には、定周期式信号もあり、通勤者・駅利用者も、現状で何ら危険な環境にはない。説明では、整備することで「安心・安全で快適」になるという。そこで以下伺う。
- (ア) 事業には（必要性）（効率性）（有効性）が求められる。またそれが事業に適切に反映されなければならない。それぞれ説明を求める。特に「もたらす便益」は数値で示す必要がある。
- (イ) 立体通路（デッキ）を渡す道路は大型車両も通る。長さ、高さ、幅、屋根の設置はどのように想定して発注する予定か伺う。
- (ウ) 平米当たり何十万と費用を想定しているのか。総整備費用をいくら見込んでいるのか伺う。

○ 通告第13号 春山 千明 議員

- (1) P44 農業経営安定推進事業の内容を伺う。
- (2) P44 農業次世代人材投資事業を今のタイミングで補正をする意味を伺う。
- (3) P54 小・中学校適正規模・適正配置推進事業の旧菖蒲南中学校備品等処分業務委託料の内容を伺う。
- (4) P54 児童生徒安全事業の3校の防犯カメラ交換修繕工事について、同じタイミングで同じ内容の修繕が発生するという事なのか、内容を伺う。
- (5) P56 小学校維持管理事業の工事請負費の中の緊急修繕工事はどこの修繕ということではなく今後必要となった場合の修繕費を補正するものと説明を受けた。当初予算での判断、今議会での補正額をどう考えるか伺う。

議案第64号	久喜市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
--------	-----------------------------------

○ 通告第5号 大橋 きよみ 議員

今回の条例の改正は職員の育児参加のための休暇の対象期間拡大に係る改正とある。
以下伺う。

- (1) 職場への申請期限について伺う。
- (2) 休暇中の収入について伺う。
- (3) 周知の仕方について伺う。

議案第 66 号

久喜市子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する
条例

○ 通告第 3 号 齊藤 広子 議員

- (1) 対象の拡大は、満 18 歳に達する日の属する年度末までとあるが、高校に在学している方、専門学校、フリースクール、フリーター、ニート、就労している方などもいるが、どの対象者を示すのか。
- (2) 市内在住で国民健康保険又は、社会保険に加入していない対象者はいるのか伺う。
- (3) 令和 5 年 4 月 1 日から施行されるが今後のスケジュールについて伺う。

○ 通告第 6 号 渡辺 昌代 議員

- (1) (仮称)久喜市新ごみ処理施設整備運営事業に関する施設整備請負契約書について伺う。
- ア 第 33 条では「ごみ処理施設の変更」について、要求水準書の訂正が必要なときの対応が記述されている。これは政府方針が大きく変更するときなど（資源ごみ化など）適応され運営の変更はあり得るのか伺う。
- イ 第 36 条では「施設整備の変更に代える設計図書の変更」が記述されている。第 42 条等をふまえ、現在の世界情勢から予想されるのは、建設資材、工事材料、備品等の高騰、品不足、入手困難等の場合の経費の膨張や工期の遅れである。対応はどうするのか。工期が半年や 1 年の遅れとなった場合追加経費となるのか、資材の変更もあるのか伺う。
- ウ 第 81 条の「市内事業者の活用」では小規模事業者登録の事業者も契約していくのか。
- エ 第 14 条では下請人についての項目がある。説明を求める。また、実際に下請人との契約では現場職人の賃金が中間搾取され、低賃金とならない体制が必要と思われるがいかがか。
- オ 市は今後の交渉にアドバイザーを、企業側は監督員を置くとしているが、お互いにこの契約や要求水準書や実施設計図書等これまでの過程も熟知した方でないといけないと考えるが、どのように選考するのか伺う。
- (2) 今回の新ごみ処理施設の 20 年間の運営経費はいくらか。また、現在の 3 カ所の清掃センターの運営経費と比較するとどのようになるのか。年間と月で数値を伺う。
- (3) ごみの減量化持続可能な社会を築く上で必須だと考え、以下伺う。
- ア 事業者と減量化について協議はされたのか。また、今後していくのか。
- イ 今後、「焼却をする」から「減量、資源化、食品ロス対策」へと進めていかなければならない。この施設建設計画は 20 年後をしっかりと見据えた計画と言えるのか伺う。
- ウ 稼働開始時の稼働率と、20 年後の稼働率の見込みは。
- (4) 施設整備計画ではプラスチック全量焼却をする炉の建設をしようとしているが、プラごみの焼却は、高温となり、事故・故障が起きやすいと聞く。事故・故障等の費用負担はどうなるのか契約の中で原因不明事故も含め明確な記述があるのか伺う。
- (5) 今年施行となった「プラスチック資源循環促進法」の中では資源化が求められている。今後必ず進んで行くものと捉えるべきであり、プラごみ全量焼却からの切り替えは早い段階ですべきではないか。契約時点での再度見直しを要望するがいかがか。
- (6) ごみの減量が進んだ場合の運営費の増減はあるのか伺う。また、何らかの原因で、運営事業者の撤退も考えられるが、その時の対応は契約の中で示されているか伺う。また、市のチェック体制を伺う。

○ 通告第7号 新井 兼 議員

- (1) 今般の入札において、予定価格と落札額の妥当性をどのように評価しているのか、市の見解を伺う。
- (2) 新ごみ処理施設の検討は、久喜市新ごみ処理施設及び（仮称）本多静六記念市民の森・緑の公園一体整備プロジェクト・チームによる「久喜市賑わい創出プロジェクト報告書」にあるように、新ごみ処理施設と公園が一体となった集客施設をコンセプトに検討が始まったと理解している。
今般の新ごみ処理施設と公園の一体整備により期待される効果をどのように試算しているのか、市の見解を伺う。

○ 通告第8号 盛永 圭子 議員

- (1) 施設整備費（27,674,328,000円）の内訳を伺う。
- (2) ごみ処理施設整備は1トンあたりの整備で比較されることがあるが、新ごみ処理施設の整備費は1トンあたりどれくらいか伺う。
- (3) 新ごみ処理施設は、現在と比較して、ごみ処理費用をどのくらい削減できるのか伺う。

○ 通告第9号 石田 利春 議員

- (1) 周辺環境と調和で以下伺います。
 - ア 周辺環境と調和した施設とするが、周辺の環境はどんな環境を想定して求めたのか。
 - イ 周辺環境との調和に関わる建設費はいくらとなるのか。ごみ処理施設以外の施設費は。
 - ウ アセットマネジメントの視点からみて適切と言えるのか。
見栄えの良い焼却場となることは否定しないが、焼却場を覆い隠すためにここまで必要といえるのか疑問だが、いかがか。
- (2) 予定価格で伺う。
 - ア 予定価格全体では541億円、入札価格422億円、今回の契約にかかる予定価格はいくらになるのか。
 - イ 全体では、予定価格よりも約120億円低い価格となった。予定価格は、それぞれ最大値を設定し積算し提示したとしている。その理由は、入札に参入しやすい条件設定を考えたと聞いている。入札者にとっては、「いかに安価な金額で入札するか」との観点がなくなり、結果として高額な金額となったのではないか。
 - ウ 予定価格は、一般的に、人件費、材料費など適切な価格を基準として、算出するものと理解していた。今回も、この視点から提供すべきではなかったか。また、適切な価格での予定価格で参入がなければ、改めて設定しても遅くなかったのではないか。
 - エ 適切な基準で予定価格を設定した場合の金額を算出しているのか。いるのであればその金額は、いくらとなるのか。
 - オ 施設の耐用年数は何年と見込まれるのか。焼却炉とその他主なものについて伺う。

(3) 契約書第 21 条「契約不適合責任」で伺います。

ア 施設に不適合がある場合は、履行の追完や代金の減額ができるとした内容ですが、不適合かどうかの判断は、だれがどのように判定するのか。

イ 不適合を判断するには、完成後ではなく、建設中に手抜きがないか確認することこそが最も重要と考えるが、市はどのように関わるのか。

ウ 「履行の追完に過分の費用を要する時は請求できない。」としている。過分の費用との判断は、どのようになされるのか。過分の費用とはどのようなことが想定されるか。

エ 要求水準書では、「各設備の契約不適合の判定に用いる基準と履行の追完の方法について、市と協議の上、決定する。」としている。判定に用いる基準を協議するとなれば、事業者には押し切られることになるのではないかと。そうならないようにするための手立てはどのように考えているのか。

(4) 民間事業者は利益が出ないとなれば撤退する。そのような事例があったことを認識しているか。また、今回の契約にあたっては、そのようなこと起きないようにどのように担保されているのか。

(5) ごみの焼却時における、煙やにおいなどの対策について伺う。

かつて旧栗橋町で産業廃棄物の焼却場ができた時、事前説明では、一切煙も出さずクリーンな最新の焼却施設、水蒸気も出ないと説明だったが、実際は、悪臭が排出され、風下の住宅では洗濯物に悪臭が付き、干せないことが相次ぎ、撤退を求める請願が長い期間に渡って取り組まれた。その要因として、施設能力とともに、焼却費用も節減するための運営も影響していた。施設の機能だけでなく、運営の仕方で、地域環境への影響も左右されると考えられる。そのようなことが起きないための手立ては取られているか。また、あった場合の対応はどのようになるのか。

○ 通告第 10 号 川辺 美信 議員

今回の契約は、新ごみ処理施設建設費 264 億 3 千万円と、菖蒲清掃センターの解体費 12 億 4 千万円で、合わせて 276 億 7,432 万 8 千円となっています。建設費 (264 億 3 千万円) を処理能力 155 トンで算定すると、トン当たり 1 億 7 千万円となります。

ここ数年の間に日立造船が請け負ったごみ処理施設 (鳥栖市、日野市、京田辺市、鶴岡市など) の施設建設費はトン当たり 8 千万円~1 億円であり、久喜市の新ごみ処理施設建設費は 2 倍近い額となっています。また、久喜市の新ごみ処理施設は、建設費と 20 年間の運営費の合計を 409 億円としており、1 年間あたりは 20 億円となります。他市のごみ処理施設は 10~13 億円であり、久喜市の施設は約 2 倍近いと計算できます。

燃料費や建設費などの物価高騰、賑わいの施設への余熱利用等の設計上の配慮などを考慮 (他市でも発電や余熱利用は行っている) しても、あまりにも高すぎるのではないかと考えます。そこで、次の項目をお伺いします。

(1) 久喜市の新施設の入札額が、他市施設と比較してこれほど高額となった理由をどのように認識しているのかお伺いします。

(2) 他市施設との比較で、久喜市の施設が 2 倍となる計算について、久喜市が出している比較

の試算額をお伺いします。

(3) ストーカ炉、リサイクル施設、資源回収（マテリアル）施設、エネルギー循環施設、排ガス対策と高効率発電施設などは、日立造船が請け負った他市の施設においても同様の設備が整備されていると考えられます。久喜市の建設費が他市と比較して2倍となった理由についてお伺いします。

(4) 新ごみ処理施設の完成予想図には、地域の魅力向上と賑わいを生む「菖蒲の丘」が描かれ、「イベントも実施できる大階段ステージの整備」「屋上庭園」「ランニングコース」「丘の上のピクニック」「丘の上の遊具」など、新ごみ処理施設そのものが賑わいのある施設となっています。しかし、新ごみ処理施設に隣接して「(仮称)本多静六記念市民の森・緑の公園」の整備方針の公園機能には、「ウォーキング・ランニングコース」「芝生広場・丘広場」「遊具」などレクリエーション施設が整備されています。重複する施設が果たして必要なのかと考え、次の項目をお伺いします。

ア 「菖蒲の丘」に、「(仮称)本多静六記念市民の森・緑の公園」と重複する施設は必要ないと考えますが見解をお伺いします。

イ 賑わいの施設は、隣接する公園の施設整備に一元化して、建設費を圧縮すべきと考えますがいかががお伺いします。

(5) 「完成予想図」を見る限り、外観施設を近未来型にしたことで、建設費と運営費（維持管理費・メンテナンス費用など）が膨張したのではないかと考えられますが、見解をお伺いします。

(6) 「次世代煙突」にいて次の項目をお伺いします。

ア 「次世代煙突」意味と機能、高さについて説明して下さい。

イ 消煙機能が付いているのかお伺いします。

ウ 実質的に煙突から排出されるのは水蒸気だけであり、消煙施設は必要ありません。また、高さも低くして建設費を圧縮すべきではないかと考えますがいかががお伺いします。

○ 通告第13号 春山 千明 議員

(1) 今契約締結後、契約の相手方からの様々な提案を、久喜市として今後の社会情勢の変化などをふまえて必要となった場合、修正等を行うことはできるのか伺う。

○ 通告第14号 園部 茂雄 議員

新ごみ処理施設の施設整備の新炉建設費が155トンに対して、建設費264億円と他団体の同規模施設のこれまでの建設費からすると、事業の詳細について可能な限りの情報を公表し、市民の理解を求める必要があることから以下伺う。

- (1) 久喜市で建設する新炉について、オリンピックに係る物価高騰から、建設費は1トン当たり1億円が業界の相場と言われていますが、本体工事、マテリアル施設、他のそれぞれの建設費の概算と焼却施設のトン当たりの建設コストを伺う。
- (2) 審査の中で、環境に配慮した施設として、地球温暖化防止に寄与するための熱エネルギー効率の向上が2位を7.5ポイント上回る提案内容を伺う。
- (3) 市民に開かれた施設として、平常時及び災害時における地域への貢献として、他の提案より3~4ポイント上回る提案内容を伺う。
- (4) 経済性に優れた施設として、社会貢献における経済への貢献について、提案内容を伺う。
- (5) 今回の新ごみ処理施設に隣接する(仮称)本多静六記念市民の森・緑の公園の建設費の概算費用をどれくらいと試算しているのか伺う。
- (6) 今後の市民への周知等について市の考えを伺う。

○ 通告第2号 猪股 和雄 議員

- (1) 市長は当初、理科大跡地は民間事業者を誘致、「売却」を想定していたと認識しているが、「無償譲渡」とした判断の理由を説明されたい。
- (2) 理科大跡地および施設を活用しての「医療従事者の養成等に供する施設」建設の内容について、いまだに市民には説明されていない。2025年移転時の、看護学校の構想・計画・規模（現在は1学年40名で3学年）・学生寮・スケジュールを説明されたい。
- (3) 久喜市の看護学校との連携協議はどのように進んでいるか。南埼玉郡市医師会との協議経過と、今後の見通し、また、市はその協議にどのように関わっているか。
- (4) さいたま看護専門学校は、さいたま市緑区に2012年に開校して、まだ10年で移転するに至った理由や経緯をどう聞いているか。
- (5) 「協議書」第5条において、「10年間は事業を継続する」「市は10年間で返還の請求権を喪失する」、第6条において「10年間経過後、譲渡等の財産処分については、市と協議する」としている。
「10年間で返還請求権を喪失する」という規定は、「10年間」の期限は設けるべきでないと考えるがいかがか。

○ 通告第6号 渡辺 昌代 議員

- (1) 東京理科大学久喜キャンパス跡地の譲渡に関する協議書について伺う。
 - ア 第5条の「少なくとも10年間は、本協議書に基づき・・・」とある「少なくとも」という表記は曖昧である。なぜこのように表現したのか伺う。
 - イ 第5条の2では「事業を取り止める場合は現状有姿にて市に返還する」とあるが、返還となったらどう対処するのか。そうならない協議書にすべきではないか伺う。
 - ウ 第5条の4では「10年間を経過した時点で返還に係る請求権を喪失する」とあるが、10年を過ぎたら土地売却もあるのか。第6条には市と協議しなければならないとあるが、協議した結果、売却も可とするのか伺う。
 - エ 第8条の(1)では「災害時の補助避難所として指定する」とあるが、なぜ補助避難所としたのか。避難の指示が出たときにすぐに駆け込める避難所とすべきではないか。
 - オ 近隣の方が運動（体操や太極拳）などできる所を要望し、これまで作る方向であったと記憶しているが、今後どうなるのか伺う。運動ができるとすればそこに入るための通路はどうなるのか。自由に当該敷地には入れるのか伺う。
- (2) 東京理科大学に関しては大学誘致をするまでに周りの整備費含め約40億円の公費をかけている。そして東京理科大学の撤退については市には大きな汚点となり、市の重要課題となった。その後、約半分の敷地は、理科大の思い通りに物流センターへの売却となった。残さ

れた土地建物は、市民・団体へアンケートを取り、市民が子育てや生涯学習、教育の場として利用できるように約3億円をかけて改修を進め、市民に夢を与えてきたことは周知のことである。それが今回、看護専門学校とは言え、無償譲渡と出された。これまでの経緯からすると市民が納得するとは思えない。市の考えを伺う。

- (3) これまで公共施設としては利用しないと決定をしてきているが、その理由に過去の大雨時に電気系統（配電盤）が使えなくなると言っていた。この譲渡で解決はしたのか伺う。
- (4) 久喜市は今後アセットマネジメントの中で、様々な建物を建設していく方針のようだが、看護専門学校がこれから校舎としての活用ができるように、市の利用もできるはずだ。新たな建設よりも破格に安く利用できるものではないのか伺う。

○ 通告第10号 川辺 美信 議員

- (1) 議案は、土地と建物を無償譲渡としていますが、土地と建物を無償貸与もしくは建物を無償譲渡、土地を無償貸与とした方策もありますが、すべてを無償譲渡とした理由をお伺いします。また、東京理科大学の撤退の経緯からも、土地の無償譲渡は市民からは納得できないと考えます。市民の理解を得るためにも丁寧な説明が必要ですが、どのように説明をしていくのか、市長の考えをお伺いします。
- (2) 東京理科大学久喜キャンパス跡地の譲渡に関する協議書について、次の項目についてお伺いします。
 - ア 第6条（財産処分に係る協議）で、10年間を経過した後に「譲渡等の財産処分を行う必要が生じた場合は、市と協議しなければならない。」と書かれています。市との協議には、市への返還も含まれるのかお伺いします。また、市との協議で想定されるものは何かお伺いします。
 - イ 第8条（周辺住民への配慮）で、補助避難所として指定すると書かれています。補助避難所となれば、校舎棟への避難も含まれますがそうした理解で良いのかお伺いします。
 - ウ 別紙2で示された、市有地（青色）の学校給食センターを除く部分を譲渡から除いた理由をお伺いします。また、残された土地の活用法について市の考え方をお伺いします。

○ 通告第 2 号 猪股 和雄 議員

- (1) 鑑定価格 6,114 万円の施設を 500 万円に減額するという判断をした理由を説明されたい。
減額の一つの理由として、施設改修の費用などを考慮したと聞かすが、どの程度の改修にどれくらいの経費を想定しているのか、確認しているのか。
- (2) 当該地と施設を使って、どのような事業が行われるのか、市は市民に説明する責任がある。事業計画、スケジュールを明らかにされたい。
- (3) 売買契約書第 10 条で、「原則 10 年間はその事業に供する」としているが、10 年間の期限は設けずに、他者への譲渡や売却、事業目的変更は認めるべきではない。その場合には、無条件で返還させる規定にすべきではないか。
11 条の「10 年間」の期間設定も設けるべきではないと考えるが、いかがか。
「不測の事由により」の場合は、市に返還の規定とするべきではないか。

○ 通告第 6 号 渡辺 昌代 議員

土地建物売買契約書について伺う

- (1) 今回の減額譲渡は 500 万円という事だが、鑑定評価額は 6,114 万円です。鑑定評価額に建物の評価は入っていないのか伺う。また、売買代金の中に建物代を 0 円とした理由を伺う。
- (2) 第 8 条に「土地建物を現状のまま乙に引き渡すものとする」とあるが、一切何もせずに、備品類もそのままに引き渡すのか伺う。
- (3) 第 10 条にある「災害有事支援型地域創生医療介護施設」について説明を求める。
- (4) 第 11 条では、この土地建物は 10 年後に第 3 者に売却してもいいということか伺う。
その時の投票所・避難所としての約束はどうなるのか伺う。
「不測の事由」とは、何を想定しているのか。その場合の判断は誰が行うのか伺う。
- (5) 第 12 条、第 14 条では使用方法については双方が協議して定めるとしているが、いつまでに協議して、どのような書類にまとめるのか伺う。

○ 通告第 10 号 川辺 美信 議員

- (1) 土地建物売買契約書に書かれている「災害有事支援型地域創生医療介護施設」について、普段は医療介護施設だが、災害時は避難所兼避難生活支援施設とのことですが、どのような施設なのか説明して下さい。

○ 通告第11号 貴志 信智 議員

- (1) 江面第二小の跡地活用に関しては、1回目の公募がとん挫し、再公募を行う異例の事態になった。1回目の公募がとん挫した原因をどのように分析し、2回目の公募にどのように活かしたか伺う。
- (2) 鑑定評価額のうち、建物部分と土地部分それぞれの評価額を伺う。
- (3) 鑑定評価額に対して譲渡価格が著しく低い。譲渡価格はどのように決定したのか。
- (4) 建物部分を有償にすると、これまで国などから受領していた補助金の返還が必要であることから、建物は無償になったと承知している。そのような事情を確認し、建物部分を無償にすることを決定したのはいつか。
- (5) 江面第二小に関して、債務は残っていないのか。また債務が残っていた場合、債務の償還額に対して交付税措置などが想定されていた分はどの程度か。

○ 通告第14号 園部 茂雄 議員

- (1) 旧江面第二小学校の売却について、引き続き避難所や投票所としての機能は継続していますが、地域の子ども達が遊べる施設として、遊具やサッカーゴール等を残し、遊びの場を確保できないか伺う。
また、今後の地元への説明会についてのスケジュールを伺う。